介護分野就職支援金

貸付事業の手引き

※実施要綱や手引き、様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

福祉人材課人材確保・支援係

〒980-0014

仙台市青葉区本町三丁目7-4

宮城県社会福祉会館1階

TEL:022-399-8844 / FAX:022-261-9555

ホームページ：https://www.miyagi-sfk.net

目　　　　　次

Ⅰ　介護分野就職支援金貸付事業について…………………………………………… ３

Ⅱ　貸付申請から資金交付までの流れ………………………………………………… ７

Ⅲ　貸付後の手続き………………………………………………………………… ……８

Ⅳ　手続きに必要な提出書類一覧………………………………………………………1０

令和5年　６月　１日　改訂

**Ⅰ　介護分野就職支援金貸付事業について**

**１　目的**

■介護人材について、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金（以下、「就職支援金」という。）の貸し付けを行い、迅速に新たな人材を確保することを目的とします。

２　**実施主体**

■社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

**３　貸付対象者**

■次の要件をすべて満たしている方が対象です。

　①就職前に次のいずれかの研修受講を修了し、又は資格の登録をした方。

　　・介護職員初任者研修

　　・介護福祉士実務者研修

　　・介護職員基礎研修

　　・訪問介護員（ホームヘルパー）１級

　　・訪問介護員（ホームヘルパー）２級

　　・介護福祉士

　　※就労と同時に上記研修を受講している場合は、修了証書の提出が必要となります。

　②無職や他業種で働いていた方等で、令和４年４月以降に、県内にある事業所又は施設において、介護職員等として就労し、２年以上引続き従事する意思のある方。

　　【介護職員等の業務】

　　以下の種別のサービスを実施する施設又は事業所で、介護職員その他主たる業

務が介護である方をいいます。相談業務や施設長業務、障害福祉サービスの事業所

は対象となりません。

・（介護予防）訪問介護　　　　　　　　　・（介護予防）訪問入浴介護

・（介護予防）通所介護　　　　　　　　　・（介護予防）通所リハビリテーション

・（介護予防）短期入所生活介護　　　　　・（介護予防）短期入所療養介護

・（介護予防）特定施設入居者生活介護　　・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・夜間対応型訪問介護　　　　　　　　　 ・（介護予防）認知症対応型通所介護

・（介護予防）小規模多機能型居宅介護　　・（介護予防）認知症対応型共同生活介護

・地域密着型通所介護　　　　　　　　　 ・地域密着型特定施設入居者生活介護

・地域密着型介護老人福祉施設　　　　　 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設

・介護療養型医療施設　　　　　　　　　 ・第一号訪問事業

・第一号通所事業

■なお、他の都道府県による福祉系高校修学資金を利用している方は併用できません。

③県社協が定める「介護分野就支援金貸付計画書」を提出した方。

④次のいずれかの貸付等を受けたことのない方。

　・本県及び他県の「介護分野就職支援金貸付」

　・本県及び他県の「離職した介護人材の再就職準備金貸付」

　・本県及び他県の「障害福祉分野就職支援金貸付」

**４　申請**

■就職後３ヶ月以内に申請してください。

**５　申請回数**

■一人一回限り。

**６　貸付内容**

■介護職員として就職する際に必要となる経費　　　　　　　200，000円以内

　【対象となる使途の例】

　・子どもの預け先を探す際の活動費

　・介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費

　・介護職員等として働く際に必要となる靴や道具又は、当該道具を入れる鞄等の

　　被服費

　・敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

　・通勤用の自転車又はバイクの購入費

　・その他、会長が認める経費

**７　貸付利子**

■無利子です。ただし、返還期間を過ぎた場合は、年３％の延滞利子を徴収します。

**８　連帯保証人**

■借受人が未成年の場合、連帯保証人は法定代理人（親権者又は後見人）とします。

■また、連帯保証人は、借受人が貸付金の返還を行わない場合は、すべての返還義務

を負担していただきます。法定代理人が無収入や生活保護受給者など保証能力がな

い場合は、保証能力のある別の個人を合わせて連帯保証人としてください。

■連帯保証人には、次の要件を満たしている方とします。

　①日本国内に居住する成年の方

　②日本国籍を有する方又は永住者の在留資格を有する方若しくは特別永住者等の方

　③独立の生計を営み、貸付金の返還ができる資力のある方

　　※申請時に、連帯保証人の収入のわかる書類（所得・課税証明書）を添付していただきます。なお、給与所得以外の所得の方は、確定申告書の写し等を御提出ください。

**９　貸付の交付**

■交付は年１回です。

**１０　貸付の辞退**

■貸付決定後に辞退を希望する場合は、「介護分野就職支援金辞退届（様式９号）」を県社協へ提出してください。

**１１　貸付の解除**

■借受人が次のいずれかに該当する場合は、会長が契約を解除します。

　①借受者から貸付の辞退の申し出があったとき

　②退職し、返還免除対象業務に従事できなくなったとき

　③３の①に掲げる研修を修了できなかったとき

　④虚偽その他不正の方法により、本事業資金の貸付を受けたことが明らかになっ

たとき

　 ⑤死亡したとき

　 ⑥その他、本事業の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

**１２　返還免除**

■次のいずれかに該当する場合は、貸付金が免除となります。

　①県内の施設において介護職員等として就労した日から引き続き２年間従事したとき　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　…全額免除

　※就職と同時に研修を受講している方は、「研修を修了した日」から２年間となります。

　　※正規職員、非正規職員を問いませんが、在職期間が通算730日以上で、かつ、業務に従事した期間が360日以上あることが条件です。

　②借受人が、返還免除対象期間中に、業務の事由により死亡し、又は業務に起因す

る心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき 　　…全額免除

　③借受人が、業務の事由以外の死亡又は障害、長期間所在不明等により返還できな

くなった場合で、連帯保証人等へ請求しても返還が困難であるとき

…全額又は一部免除

④２年には満たないが、一定期間以上、県内で介護職員等の業務に従事したとき

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　…一部免除

**１３　貸付金の返還**

■次のいずれかに該当するときは、貸付金を返還しなければなりません。

（１）返還となる事由

　①貸付契約が解除されたとき

　②県内の施設で介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき

　③業務外の事由により死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき（２）返還方法

　　月賦もしくは半年賦の均等払い方式、又は一括払い

（３）返還期限

　　上記（１）の事由が生じた翌月から２年以内で県社協会長が定めた日

　　なお、返還となった借受人には、返還届兼返還計画書(様式１５号）を提出してもらいます。

**１４　返還の猶予**

■次のいずれかに該当するときは、返還を猶予することができます。

　①県内の施設において介護職員等の業務に従事しているとき

　②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

**Ⅱ　貸付申請から資金交付までの流れ**

＜申請者提出書類＞

1 介護分野就職支援金借入申請書（様式第１号）

2 介護分野就職支援金貸付計画書（様式第２号）

3 介護分野就職支援金貸付事業における個人情報の取扱同意書（様式第４号）

4 初任者研修等の修了証書の写し（※就職と同時に受講している方は、研修受講日が確認できる書類の写しを添付し、修了後に修了証書の写しを提出すること）

5 雇用契約書等就職した日と内容が確認できる書類の写し

6 申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票（本籍・続柄のあるもの、マイナンバーは不要）

7 連帯保証人の所得・課税証明書

①貸付申請

【申請者⇒県社協】

○県社協から申請者へ、貸付の可否を通知します。

②審査・貸付決定

【県社協⇒申請者】

※貸付決定の場合

＜借受者提出書類＞

1 介護分野就職支援金借用証書兼誓約書（様式第７号）

2 銀行口座振込依頼書（様式第８号）

3 振込口座通帳の表紙及び表紙裏の写し

4 借受者、連帯保証人の印鑑証明書（未成年者を除く）

※送金前に貸付を辞退するときは、介護分野就職支援金辞退届（様式第９号）を提出してください。

③契約

【申請者⇒県社協】

○県社協から借受者本人名義口座へ送金します。

　※一括送金

④資金の交付

【県社協⇒申請者】

**Ⅲ-１　貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）**

■県内において介護職員等の業務に従事した場合には、返還の猶予ができます。さらに、２年間引き続き従事した場合には、貸付した就職支援金の返還を免除することができます。

＜注意＞

◎災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（産育休等）が

あるときは、次の書類の提出が必要です。

1 介護分野就職支援金返還猶予申請書（様式第19号）

2 事実を証明する書類

①県内の施設で介護職員等として就業

　（返還猶予）

【借受者】

**※県外の施設や指定業務以外に勤務した場合は返還手続きが必要ですので県社協まで御連絡ください。**

※届出事項が変更した場合は異動届（様式第20号）、就業先を変更した場合は、業務従事先変更届（様式第23号）を１ヶ月以内に提出してください。

※その他、病気や産休育休等で離職した場合は、県社協まで御連絡ください。

＜借受者提出書類＞※毎年４月末日まで提出

1 就業状況報告書（様式第21号）

**翌年以降**

**途中退職**

＜借受者提出書類＞※一部返還になります。

1 業務廃止届（様式第24号）

2 返還届兼返還計画書（様式第15号）

3 介護等業務従事期間証明書（様式第12号）

＜借受者提出書類＞

1 介護分野就職支援金返還免除申請書（様式第11号）

2 介護等業務従事期間証明書（様式第12号）

②返還免除申請

**※２年従事したとき**

【借受者⇒県社協】

※免除決定の場合

○県社協から借受者へ、免除決定通知書を送付します。

○借用証書及び印鑑登録証明書を返却します。

③返還免除決定

【県社協⇒借受者】

**Ⅲ-１　貸付後の手続き（返還の場合）**

■県内において介護職員等の業務に従事しない場合には、返還となります。

①返還対象業務を辞めた

（返還）

【借受者】

＜借受者提出書類＞※従事期間によっては一部免除となります。

1 返還届兼返還計画書（様式第15号）

2 介護等業務従事期間証明書（様式第12号）

3 業務廃止届（様式第24号）

②返還計画の提出

【借受者⇒県社協】

○県社協から借受者へ、返還開始通知書を送付します。

③返還開始通知

【県社協⇒借受者】

＜返還方法＞

・月賦もしくは半年賦の均等払い方式、又は一括払いとし、返還期限は２年以内となります。

・返還期限を過ぎた場合は、年３％の延滞利子が発生します。

・２年以内の返還であれば、返還計画変更申請書（様式第16号）の提出で計画を変更することができます。

・返還が滞った場合は、連帯保証人に債務の全額を請求します。

④返還

【借受者⇒県社協】

⑤返還完了

【県社協⇒借受者】

○県社協から借受者へ、返還完了通知書を送付します。

○借用証書及び印鑑登録証明書を返却します。

**Ⅳ　手続きに必要な提出書類一覧**

* 1. **借入申込時**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　　　　　　項 | 提出書類（※印は添付書類） | 提出先 |
| 借入の申請をするとき | 介護分野就職支援金借入申請書　　　(様式第１号) | 借入申込者  ↓  県社協 |
| 介護分野就職支援金貸付計画書類　　(様式第２号) |
| 個人情報の取扱同意書　　　　　　　(様式第４号) |
| 初任者研修等の修了証書の写し(※就職と同時に受講している方は、受講日が確認できる書類の写しを添付し、修了後に修了証書の写しを提出する) |
| 雇用契約書等の写し |
| 申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票  (※記載事項に省略のないもの、マイナンバーは不要) |
| 連帯保証人の所得・課税証明書 |
| 貸付決定を受けたとき | 介護分野就職支援金借用証書兼誓約書(様式第７号) | 借入申込者  ↓  県社協 |
| 銀行口座振込依頼書　　　　　　　　(様式第８号) |
| 振込口座通帳の表紙及び表紙裏の写し  ※または、口座番号連絡書。（金融機関名・支店名・支店番号・口座番号・口座名義人記載・ヨミガナが判明できるもの） |
| 借受者、連帯保証人の印鑑証明書（未成年者を除く） |
| 貸付の辞退をするとき | 介護分野就職支援金辞退届　　　　　(様式第９号) | 借受者→県社協 |

* 1. **貸付後**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　　　　　　項 | 提出書類（※印は添付書類） | 提出先 |
| 借入者及び連帯保証人の住所、氏名等変更したとき | 異動届　　　　　　　　　　　　　　(様式第20号)  ※住所を変更した場合には、記載事項に省略のない住民票。マイナンバーは不要。  ※氏名が変更となった場合には、戸籍謄本(１ヶ月以内に提出) | 借受者→県社協 |
| 返還猶予の申請を行うとき | 介護分野就職支援金返還猶予申請書(様式第19号)  ※り災証明書、医師の診断書等、事由を証明できる書類を添付 | 借受者→県社協 |
| 事　　　項 | 提出書類（※印は添付書類） | 提出先 |
| 継続して業務に従事しているとき（毎年4月1日現在） | 就業状況報告書　　　　　　　　　　(様式第21号)  (免除になるまでの毎年４月末日までに提出) | 借受者（勤務先）  →県社協 |
| 同一法人・会社内で人事異動があり、これまでの施設や職種に変更があったとき | 業務従事先変更届　　　　　　　　(様式第23号)  ※異動後の業務先や職種が証明できる書類  (１ヶ月以内に提出) | 借受者（勤務先）  →県社協 |
| 就業先を変更したとき | 業務従事先変更届　　　　　　　　(様式第23号)  ※異動後の業務先や職種が証明できる書類  (１ヶ月以内に提出) | 借受者（勤務先）  →県社協 |
| 連帯保証人を変更するとき | 連帯保証人変更願　　　　　　　　(様式第22号) | 借受者（連帯保証人）→県社協 |
| 退職したとき  ※退職後、引続き制度上該当する他施設で業務に従事している場合 | 業務従事先変更届　　　　(様式第23号)  ※新たな勤務先が作成した雇用契約書等写し及び  介護等業務従事期間証明書（様式第12号） | 借受者（連帯保証人）→県社協 |
| 退職したとき  ※退職後、制度上該当する施設で引続き就労ができない場合、又は就労の意思がない場合 | 業務廃止届　　　　　　　　　　　　(様式第24号) | 借受者→県社協 |
| 介護等業務従事期間証明書　　　　（様式第12号） | 借受者（勤務先）→県社協 |
| 返還届兼返還計画書　　　　　　　 (様式第1５号) | 借受者→県社協 |
| 貸付金の返還免除を申請するとき | 介護分野就職支援金返還免除申請書　(様式第11号) | 借受者→県社協 |
| 介護等業務従事期間証明書　　　　　(様式第12号) | 借受者（勤務先）  →県社協 |
| 返還計画の内容を変えるとき | 返還計画変更申請書　　　　　　　　(様式第16号) | 借受者→県社協 |